

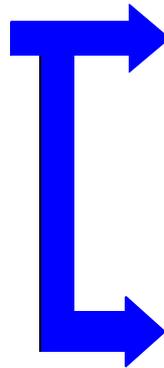
(参考)

1. 廊下、階段、エレベーター等におけるバリアフリー対応（利用円滑化基準への適合）の義務付けの創設と努力義務の対象の拡大

< 改正前 >

**バリアフリー対応の努力義務**

- ・ 現行用途（デパート、劇場、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物）
- ・ 新築・増改築・用途変更



< 改正後 >

**バリアフリー対応の義務付け（2千㎡以上に限る。）**

- ・ 現行用途及び老人ホーム等の主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物
- ・ 新築・増改築・用途変更

**バリアフリー対応の努力義務**

- ・ 現行用途及び追加用途（学校、工場、事務所、共同住宅等の多数の者が利用する建築物）
- ・ 新築・増改築・用途変更・修繕・模様替

利用円滑化基準：高齢者等の利用を阻む障壁を除去する水準で現行の基礎的基準に相当  
（例；出入口幅80cm、廊下幅120cm）

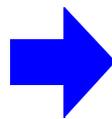
利用円滑化誘導基準：高齢者等が円滑に利用できる水準で現行の誘導的基準に相当  
（例；出入口幅90cm、廊下幅180cm）

修繕：廊下の仕上げの補修等をいう。  
模様替：トイレ・エレベーターの仕様の変更等をいう。

2. 認定建築物（バリアフリー対応（利用円滑化誘導基準への適合）の認定を受けた特定建築物）に対する支援措置の拡大

< 改正前 >

**確認手続の簡素化**



< 改正後 >

**確認手続の簡素化**

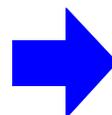
容積率の算定の特例（廊下、階段等のバリアフリー対応を講じる部分の床面積を一定の範囲内で不算入）

表示制度（認定建築物である旨の表示を付すことが可能）

3. 法律の施行に関する事務の権限の委譲

< 改正前 >

都道府県知事  
政令市及び中核市の長



< 改正後 >

所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の長）

(参考) その他の支援措置の拡大

所得税・法人税（割増償却）及び事業所税の特例の拡充等

日本政策投資銀行等融資及びNTT-C（無利子貸付）の拡充